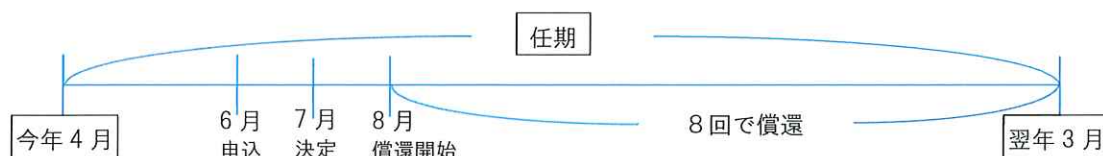


一任期の定めのある組合員(短期組合員等)一

貸付を受けた月の翌月から任期の終了する月までに償還となります。

例：翌年3月に任期满了の方が今年6月に貸付を申し込んだ場合

7月貸付決定送金→8月償還開始～翌年3月までに完済する必要があるため、償還回数は8回。



■貸付限度額の目安・毎月の償還額 ※他の金融機関等からの借入無しの場合

※他の借入がある場合は、貸付限度額が減額となります。

(住宅貸付以外の貸付)

年利 1.26% (単位：円)

		報酬月額 12 万 (償還額上限 36,000 円)	報酬月額 14 万 (償還額上限 42,000 円)	報酬月額 16 万 (償還額上限 48,000 円)	報酬月額 18 万 (償還額上限 54,000 円)	報酬月額 20 万 (償還額上限 60,000 円)
償還回数 10 回	貸付限度額	350,000	400,000	450,000	500,000	550,000
	毎月の償還額	35,202	40,231	45,260	50,289	55,318
償還回数 8 回	貸付限度額	250,000	300,000	350,000	400,000	450,000
	毎月の償還額	31,397	37,677	43,956	50,236	56,516
償還回数 6 回	貸付限度額	200,000	250,000	250,000	300,000	350,000
	毎月の償還額	33,455	41,819	41,819	50,183	58,547
償還回数 4 回	貸付限度額	100,000	150,000	150,000	200,000	200,000
	毎月の償還額	25,065	37,598	37,598	50,131	50,131

【貸付限度額目安の計算方法】

報酬月額 12 万円、償還回数 8 回の場合

毎月の償還額 = 報酬月額 12 万円の 30%を超えない額

① 償還額の上限：120,000 円×30%＝36,000 円

② 償還回数 8 回で①を超えない償還額になる貸付額を算出 (5 万円単位、当組合処理)。